

---

# 公立病院経営強化プラン補足版

---

(第3次厚木市立病院経営計画)



令和5年3月

厚木市立病院

---

# 目 次

---

## 第1章 基本的事項

1 策定の趣旨	1
---------	---

## 第2章 経営強化プランの補足

1 病床機能	2
2 機能分化・連携強化	3
3 住民の理解のための取組	3
4 医師・看護師等の確保	4
5 若手医師の確保	5
6 修正医業収支比率に係る目標	6

## 資 料

経営強化ガイドラインの概要	7
経営強化ガイドラインで記載を要請している事項	8

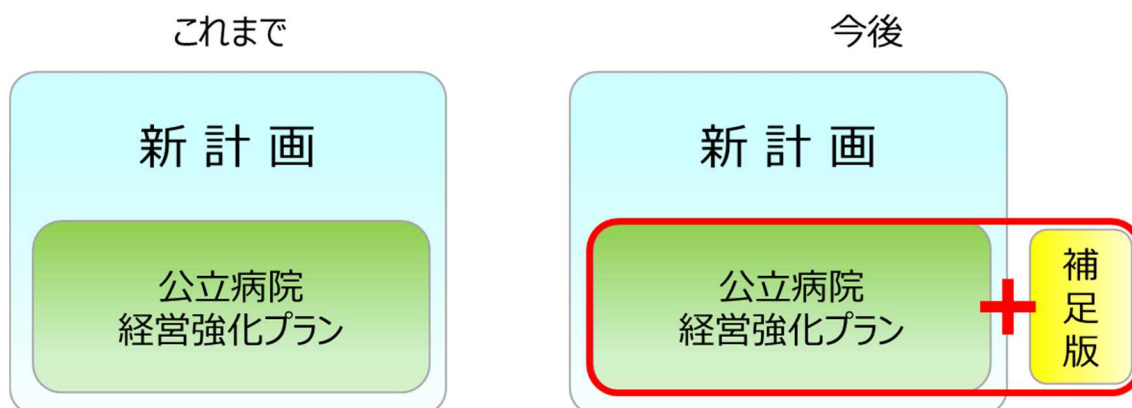
# 第1章 基本的事項

## 1 策定の趣旨

公立病院経営強化プラン補足版（以下「補足版」という。）は、第3次厚木市立病院経営計画（以下「新計画」という。）の策定後に公表された持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（以下「経営強化ガイドライン」という。）において、公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）として必要とされているプランの内容のうち、補足が必要な6項目について、神奈川県からの助言を受けながら策定するものです。

なお、補足版の策定後は、新計画と補足版を合わせ、経営強化プランとして位置付けるものとします。

図



※ 経営強化プランを令和3（2021）年度に策定済みの場合の対応としては、経営強化ガイドラインで記載を要請している事項のうち、既存プランで不足している部分を追加又は別途策定することで、経営強化ガイドラインを踏まえた対応を行うこととされています。（「公立病院経営強化ガイドライン等Q&A（第1版）」のQ6から要約）

※ 経営強化ガイドラインでは、プランの対象期間を令和9（2027）年度までを標準としていますが、既存プランが中期的な計画であり、また、地域医療構想の推計年である令和7（2025）年における当該病院の役割・機能、機能ごとの病床数等が明らかにされていれば、必ずしも期間延長を求めるものではないとされています。（「公立病院経営強化ガイドライン等Q&A（第1版）」のQ7から要約）

---

## 第2章 経営強化プランの補足

---

### 1 病床機能（補足1）

【ガイドライン】地域医療構想等を踏まえた果たすべき役割・機能

【新 計 画】第4章 3 県央構想区域の病床状況 （P32）

<補 足 内 容> 病床機能の方向性の明記

新計画の計画期間における病床機能については、地域における基幹病院<sup>※1</sup>として、引き続き、高度急性期（22床）及び急性期（319床）の機能を担います。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、休棟しているHCU病棟12床（令和2（2020）年11月から一時的に6床のみ急性期病床として再開）については、県央構想区域において不足すると推計されている高度急性期病床を担うためにも、早期再開に向けた取組を進めています。

なお、県央構想区域における病床機能について十分に検討しながら、地域がん診療連携拠点病院の指定に向け、緩和ケア病棟の設置について、研究していきます。

---

※1 経営強化ガイドラインにおいて、地域において中核的医療を担う病院のこと。医師・看護師等を適切に確保した上で、医師・看護師等の不足に直面する中小病院等に積極的に医師・看護師等を派遣することにより、地域全体で協力・連携して医療提供体制を確保していくことが強く求められている。ただし、医師・看護師等の派遣の有無のみで、その位置付けを判断することは適当ではないとされている。

## 2 機能分化・連携強化（補足2）

【ガイドライン】機能分化・連携強化

【新 計 画】第3章 基本方針 1-(7) 地域の医療機関との連携及び  
機能分化の推進 （P22・23）

＜補 足 内 容＞経営強化ガイドラインにおける基幹病院としての役割

市立病院は、県央構想区域における基幹病院として、持続可能な地域医療提供体制を確保する必要があると考えており、新計画に記載の取組を進めています。

限られた医療資源を効率的、効果的に提供できるよう、引き続き、地域の医療機関との連携を強化し、基幹病院としての役割を果たしていきます。

また、市内には市立病院と同様の機能を有する民間病院がいくつかあることから、今後の医療需要を十分に見極めた上で、各病院の役割について、県や市、各病院など、幅広い意見を聞きながら、地域で協議していく必要があります。

## 3 住民の理解のための取組（補足3）

【ガイドライン】住民の理解のための取組

【新 計 画】第4章 5 県構想等を踏まえた市立病院の役割 （P36～39）

＜補 足 内 容＞住民の理解のための取組内容

新計画の策定に当たっては、住民の理解を得るため、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号）において定める市民参加手続を実施するとともに、厚木市の各種庁議を経て策定しています。

具体的には、外部の有識者等で構成される厚木市立病院運営審議会への諮問に加え、パブリックコメントを実施しました。さらに、策定の各過程において、厚木市の経営会議等に付議するなど、企画・財政担当部門とも連携を図りながら策定しています。

## 4 医師・看護師等の確保（補足4）

【ガイドライン】医師・看護師等の確保

【新 計 画】第3章 基本方針3 健全な病院経営の推進（P24・25）

＜補 足 内 容＞医師・看護師等の確保と派遣の考え方

### (1) 医師の確保

持続可能な地域医療の確保、医療の質の向上、新興感染症の感染拡大時等の対応等において、医師確保計画を踏まえ、市立病院の役割・機能に応じた人員を適切に配置することは極めて重要です。

市立病院の医師は、そのほとんどを連携する大学病院からの派遣に頼っていますが、高度で専門性の高い医師を確保するうえで、効率的に機能しています。

今後においても、大学病院との連携を密にしなが、診療の根幹を支える医師を継続的に確保していく必要があります。

このため、働き方改革を推進することで、働きやすい職場環境を整備するとともに、最先端医療設備の導入など、魅力ある職場環境を整備していきます。

### (2) 看護師等の確保

看護師をはじめとする医療職の人材についても、市立病院の役割・機能に応じた人員を適切に配置することは極めて重要です。

市立病院の看護師等は、市立病院で採用をしており、毎年、多くの新採用職員を迎えています。こうした中において、必要な人員を確保することはもちろん、採用した人材を育成し、定着を図ることが極めて重要になります。

このため、働き方改革を推進することで、働きやすい職場環境を整備するとともに、キャリアに応じた研修、支援を継続的に行うなど、魅力ある職場環境を整備していきます。

また、必要な人員を安定的に確保するため、採用条件や勤務条件等についても時代に応じて柔軟に対応していきます。

### (3) 医師等の派遣

市立病院は、基幹病院に位置付けられますが、これまで、医師等を派遣した実績はありません。近隣に不採算地区病院をはじめとする中小規模の病院がないことや、これまで派遣の依頼が無かったこともその要因です。

また、市立病院においても、常勤職員だけでなく、多くの会計年度任用職員によって政策的医療を含めた診療体制を維持しており、他院に派遣できるだけの医師等を確保できているとは言えない現状です。

このため、今後も不足する医療人材を地域全体で確保していく観点や、機能分化、地域連携の推進の観点からも、医師等の派遣について、積極的に研究していきます。

## 5 若手医師の確保（補足5）

【ガイドライン】臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保

【新 計 画】第3章 基本方針3 健全な病院経営の推進（P24・25）

<補 足 内 容> 臨床研修医等の受入れを通じた医師の確保

市立病院は、地域に根差した、将来にわたって高度で専門性が高い医師を継続的に確保するため、基幹型臨床研修病院として、多くの臨床研修医や専攻医を、毎年、積極的に受入れています。

このため、研修プログラムの充実、学会への派遣、大学病院との連携強化、ICT環境の整備、最先端医療設備の導入など、若手医師のスキルアップを図るための環境整備を図るとともに、引き続き、積極的な受入れを進めます。

## 6 修正医業収支比率に係る目標（補足6）

【ガイドライン】経営指標に係る数値目標

【新 計 画】第5章 1 経営指標に関するK P I （P41）

＜補 足 内 容＞KPI に修正医業収支比率を追加

新計画では、KPI として経常収支比率及び医業収支比率を示しています。

経営強化ガイドラインでは、所定の繰出が行われれば経常黒字が達成できる水準となるように数値目標を定め、その達成に向け、本業である修正医業収支の改善に向けた取組を進めるべきであると示されました。

このため、医業収益から所定の繰出である他会計負担金を差し引いた金額を医業費用で除した割合を修正医業収支比率として経営指標に関するKPI の1項目とします。

$$\text{修正医業収支比率} = \frac{\text{医業収益} - \text{他会計負担金}}{\text{医業費用}} \times 100$$

表 経営指標に関するK P I（追加）

K P I	単 位	R 3年度 (当初予算)	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
修正医業収支比率	%	75.9	87.6	88.2	88.8	89.0	89.0



# 資 料

## ○ 経営強化ガイドラインの概要

### 第1 経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、更に厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要

### 第2 経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載

### 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言
- 医療資源が比較的充実した都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことが重要

### 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定

### 第5 財政措置

- 機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充

※「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要 から転記

○ 経営強化ガイドラインで記載を要請している事項

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ① 地域医療構想等を踏まえた果たすべき役割・機能 → 補足 1
- ② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ③ 機能分化・連携強化 → 補足 2
- ④ 医療機能や医療の質、連携強化等に係る数値目標
- ⑤ 一般会計負担の考え方
- ⑥ 住民の理解のための取組 → 補足 3

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ① 医師・看護師等の確保 → 補足 4
- ② 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保 → 補足 5
- ③ 医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

- ① 経営形態の見直しに係る記載事項
- ② 経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ① 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ② デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ① 経営指標に係る数値目標 → 補足 6
- ② 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標
- ③ 目標達成に向けた具体的な取組
- ④ 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等

※ 経営強化ガイドライン（P 4～P 17）から事項を抜粋

## 公立病院経営強化プラン補足版

発行年月 : 令和5年3月

発行 : 厚木市立病院

〒243-8588

厚木市水引1丁目16番36号

電話 046-221-1570

FAX 046-222-7836

ホームページ <https://www.atsugicity-hp.jp/>